

重要事項説明書  
(介護予防) 特定施設入居者生活介護 サエラ加古川南備後

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている特定施設入居者生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 (介護予防) 特定施設入居者生活介護を提供する事業者

事業主体の名称	株式会社ヒナコーポレーション	
事業主体の代表者の氏名及び職名	代表取締役：園田 潤治	
事業主体(法人)の主たる事務所の所在地 (連絡先及び電話番号等)	事業主体(法人)の主たる事務所の所在地	〒657-0037 神戸市灘区備後町 5-3-1-309
	電話番号	078-811-3013
	FAX番号	078-811-3015
	ホームページアドレス	http:// hina-corp.com
事業主体の設立年月日	2010(平成22年)年4月1日	

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	(介護予防) 特定施設入居者生活介護 サエラ加古川南備後
介護保険指定事業所番号	2872204439
事業所所在地	〒675-0033 兵庫県加古川市加古川町南備後 183-1
連絡先	079-429-2090
入居定員	50人
居室数	47室

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(介護予防) 特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護(要支援)状態にある利用者に対し、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な(介護予防) 特定施設入居者生活介護の提供を確保する事を目的とする。
運営の方針	自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものである。 サービスの提供にあたって、日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(3) サービス提供時間

サービス提供時間	24時間体制
日中時間帯	6時~21時

(4) 事業所の職員体制

管理者	中村 いくこ
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される（介護予防）特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	常勤 1 相談員と兼務
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。	1 以上 介護職と兼務
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。	1 名 管理者と兼務
看護職員	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。	常勤 1 以上 利用者 30 人を 超える場合、常 勤換算方式で 1 以上 機能訓練指導 員と兼務
介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	利用者 3 人に対 して常勤換算 方式で 1 以上 内 1 以上は常勤
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	1 以上 看護職と兼務

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) サービス内容

サービス区分と種類	内容
（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の作成	<p>&lt;（介護予防）特定施設入居者生活介護&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）特定施設入居者生活介護計画を作成します。</li> <li>2 （介護予防）特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</li> <li>3 （介護予防）特定施設入居者生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、（介護予防）特定施設入居者生活介護計画書を利用者に交付します。</li> <li>4 それぞれの利用者について、（介護予防）特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>

巡回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日中、食事毎とおやつ時にお声掛けする際に行います。</li> <li>2 夜間においては3時間おきに行います。</li> </ol>
食事・おやつ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者がお席に座られましたら、配膳を行い、食べ終わった後は下膳を行います。</li> <li>2 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。</li> </ol>
入浴	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</li> <li>2 特殊浴槽が必要な場合は、ご利用いただき安全に配慮し行います。</li> </ol>
排せつ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排泄の介助の必要な方には、パッド交換おむつ交換を行います。</li> </ol>
離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。また、移動に援助が必要な方には必要な援助を行います。</li> <li>2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>3 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>4 居室の清掃及びリネンの交換は週1回を目途に行いますが、状況に応じて追加して行います。</li> <li>5 買い物代行についてはご依頼があった際には適時行う事を基本としますが、おおむね週間に1回程度とし行います。</li> <li>6 金銭管理は原則行いませんが、やむを得ない場合で事業者が必要と認めた場合には、貴重品管理規定に基づいて行います。</li> <li>7 役所の手続きは代行可能なものにおいては援助を行います。</li> </ol>
機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機能訓練指導員により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。</li> </ol>
健康管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護職員により入所者の状況に応じて適切な措置を講じます。</li> <li>2 外部の医療機関に通院する場合は、その介助について出来る限り援助しますが、代理権の無いものは対応できません。また、かかりつけ医による定期的な健康診断の実施を勧めます。</li> <li>3 救急時の対応は必要な処置を講じます。ただし、治療の決定など、代理権が無いものについては対応できません。</li> <li>4 服薬管理や服薬介助が必要な方には、管理と服薬介助を行います。</li> </ol>

入院時の支援	1 入院の際には医療機関に必要な情報を提供します。 2 入院に必要な衣類や生活用品及び排せつ用品については入院時に医療機関に持参します。その後の援助についてはご家族様等と医療機関と協議し必要な支援を行います。 3 衣類の洗濯や衣類の交換についてはご家族様等と医療機関と協議し必要な支援を行います。
レクリエーション等	1 当事業所では、次のような娯楽設備を整えております。 カラオケの機器でのリハビリ体操・脳トレの実施・映画観賞会・輪投げ・囲碁・将棋など。
相談及び援助	入所者及びその家族からの相談に応じます。

(2) (介護予防) 特定施設入居者生活介護従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）。
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。必要なものの購入は立て替え清算となります。やむを得ず、事業者が金銭、貴重品の管理が必要と判断した場合には、事業者の貴重品管理規定に従い行います。
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）。
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(1) 特定施設入居者生活介護の利用料※入居時は入居日からの日割りとなります。

区分・要介護度	基本単位(日)	利用者負担額(30日)			
		1割負担	2割負担	3割負担	
活 介 護 費  特 定 施 設 入 居 者 生	要支援1	183	5,580円	11,130円	16,710円
	要支援2	313	9,540円	18,930円	28,560円
	要介護1	542	16,500円	32,970円	49,470円
	要介護2	609	18,540円	37,050円	55,590円
	要介護3	679	20,670円	41,310円	61,980円
	要介護4	744	22,650円	45,270円	67,920円
	要介護5	813	24,750円	49,470円	74,190円

※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。★印は要介護のみ

算定	加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1割負担	2割負担	3割負担	
	★入居継続支援加算(I)	36	365円	37円	73円	110円	1日につき
	★入居継続支援加算(II)	22	223円	23円	45円	67円	1日につき

	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,014 円	102 円	203 円	305 円	1月につき(原則3月に1回を限度)
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,028 円	203 円	406 円	609 円	1月につき (個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。 この場合の(Ⅱ)は100単位)
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	121 円	13 円	25 円	37 円	1日につき
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	202 円	21 円	41 円	61 円	
	★ADL 維持等加算(Ⅰ)	30	304 円	31 円	61 円	92 円	
	★ADL 維持等加算(Ⅱ)	60	608 円	61 円	122 円	183 円	
	★夜間看護体制加算	18	182 円	19 円	37 円	55 円	1日につき
○	若年性認知症入居者受入加算	120	1,216 円	122 円	244 円	365 円	1日につき
○	協力医療機関連携加算	100	1014 円	102 円	203 円	305 円	1月につき
	口腔・栄養スクリーニング加算	20	202 円	21 円	41 円	61 円	1回につき
	科学的介護推進体制加算	40	405 円	41 円	81 円	122 円	1月につき
	★退院・退所時連携加算	30	304 円	31 円	61 円	92 円	1日につき
	★看取り介護加算(Ⅰ)	72	730 円	73 円	146 円	219 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
		144	1,460 円	146 円	292 円	438 円	死亡日以前4日以上30日以下
		680	6,895 円	690 円	1,379 円	2,069 円	死亡日の前日及び前々日
		1,280	12,979 円	1,298 円	2,596 円	3,894 円	死亡日
	★看取り介護加算(Ⅱ)	572	5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
		644	6,530 円	653 円	1,306 円	1,959 円	死亡日以前4日以上30日以下
		1,180	11,965 円	1,197 円	2,393 円	3,590 円	死亡日の前日及び前々日
		1,780	18,049 円	1,805 円	3,610 円	5,415 円	死亡日
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1日につき
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	223 円	23 円	45 円	67 円	1日につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	182 円	19 円	37 円	55 円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 128/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費
○	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 122/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 110/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
○	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10					月1回

※ 入居継続支援加算は、利用者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

- ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。
- ※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。
- ※ 若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、入居者が気変した場合などに医師や看護職員がに対応を行う体制を常時確保している場合に算定します。
- ※ 介護施設から診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保している場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を（介護予防）特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当施設に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算、ベースアップ加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算、ベースアップ加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 生産性向上推進体制加算は介護職の業務負担の軽減、職場環境の改善に向けた施策の一環。介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを一つ以上導入し生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごと

業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うことを評価する場合に算定します。

※ 地域区分別の単価(7級地 10.14円)を含んでいます。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### 4 その他費用について

家賃 ※入居月は日割りとなります(1円単位は切り捨て)。	48,000円(Aタイプ) 72,000円(Bタイプ) 96,000円(Cタイプ) 生活保護の方は住宅扶助費の上限 ※有料老人ホームの家賃としてお支払いいただきます。
管理費 ※入居月は日割りとなります(1円単位は切り捨て)。	50,000円 ※有料老人ホームの管理費としてお支払いいただきます
食費 ※入居月は日割りとなります(1円単位は切り捨て)。	朝食324円/回 昼食648円/回 夕食648円/回 キャンセル料は半額お支払いいただきます。
おむつ代	実費(原則、個人購入となります)。
理美容費	理美容代1,650円~(実費)。
通院・外出介助における公共交通機関や駐車場、有料道路等の交通費	実費相当を請求いたします。
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。 ・利用者の嗜好品の購入、購入を支援した場合の実費。

#### 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届け(郵送等)します。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします(医療費控除の還付請求に必要となる事があります)。

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 料金の変更

- (1) 事業者は利用者に対して、1 か月前までに文章等の方法で通達し、利用料金の変更を申し入れることができます。尚、介護保険の改定料金については、国の通知をもって直ちに通達することによって変更します。
- (2) 事業者が料金の変更（介護保険の料金改定を除く）する場合には、利用者に対して同意を得ることとします。
- (3) 利用者は、料金変更を同意することができない場合は、文章等で通知することにより、この契約を解除することができます。

## 7 利用者負担の滞納

- (1) 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、14日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- (2) 前項の催告をしたときは、事業者は、利用者の日常生活を維持する見地から介護計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。また、必要に応じ市町村と協議を行います。
- (3) 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- (4) 事業者は、前項の規程により解除に至るまでは、滞納を理由として（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供を拒むことはできません。

## 8 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）と介護負担割合証にて負担割合を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「（介護予防）」特定施設入居者生活介護計画に基づいて行います。なお、「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) （介護予防）特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 9 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き

入居者は、次のような場合に介護専用居室及び一時介護室に入居し、事業の提供を受けることができるものとします。

- (1) 要介護認定の結果、要介護及び要支援の判定が行われ、利用者が介護専用居室への入居を希望した場合。
- (2) 利用者の心身の状況（感染症や入居者及び他の入居者に不利益となる場合など）により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断し、利用者の同意を得た場合。
- (3) その他、事業者が必要と判断し、利用者の同意を得たとき。

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 中村 いくこ
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。昨年度は2回実施しております。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う為に、身体拘束適正委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。昨年度は週4回実施しております。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ・状況の聞き取りや事情の確認を行う。
  - ・管理者は事業所の職員に事実関係の確認を行う。
  - ・相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する。
  - ・相談担当者が必要と判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
  - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）。
- ③ 事業者は、苦情対応の責任及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護について利用者、利用者の後見人または利用者の家族からの苦情の申立てがある場合は、迅速かつ確実に必要な対応を行ないます。
- ④ 事業者は、利用者及びその後見人、家族または身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いをすることはできません。

### (2) 苦情申立の窓口

○特定施設入居者生活介護サエラ加古川南備後

TEL：079-429-2090（平日 9:00～18:00）

○株式会社ヒナコーポレーション

TEL：078—811—3015（平日 9:00～18:00）

○加古川市介護保険課

TEL：079-427-9125（平日 8:45～12:00, 13:00～17:30）

○兵庫県国民健康保険団体連合会

TEL：078-332-5617（平日 8:45～17:15）

○兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会

TEL：078-242-6868（受付時間 10:00～16:00）

## 1 3 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ol>
---------------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

#### 1 4 利用者の解約権

利用者は2週間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解約することができます。

#### 1 5 事業所の解約権

- (1) 事業者は、利用者が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、3週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- (2) 利用者、ご家族様、身元引受人、代理人による、事業者及び事業所並びに従業員に対する、ハラスメント行為により、職員の心身の状態が不安定となり、就業することが困難となった場合で、ハラスメント行為についての説明を行い、やめるよう伝えたにもかかわらず繰り返し、ハラスメント行為を行う場合には2週間の予告をもって、契約を解除し、退去をさせることができる。
- また、SNS等を使用し、誹謗中傷するもの、また、許可なく、従業者の撮影を行うこと、撮影した映像を無断で配信を行うものについても、同様とする。
- なお、上記の行為が見られた場合には、行政への報告、警察への通報を行います。
- (3) 事業者は、前項によりこの契約を解約しようとする場合は、前もって利用者の生活圏域の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。
- (4) 事業所が継続的に事業運営が困難になった場合は、1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

#### 1 6 契約の終了

- (1) 利用者は事業者に対して、2週間以上の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が2週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。解約に際しては、1か月分の利用料（家賃・管理費）及び未払金、ハウスクリーニング、室内の修繕に関する費用を支払って頂きます。
- (2) 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、3週間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約することができます。

- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - ④ 事業者が破産した場合。
- (4) 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
  - ② 利用者が死亡した場合。
  - ③ 7項及び16項に基づき、契約が解消されたとき。
  - ④ 利用者が、介護保健施設や医療施設等へ入所または入院し30日以内に退所・退院できる見込みがない場合、又は、30日経過しても退所・退院できないことが明らかな場合。

## 17 身元引受人

- (1) 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めます。
- (2) 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行する責任を負います。
- (3) 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。
  - ② 契約解除または契約の終了の場合、予め退去先が決まっている場合を除き事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること。
- ④ 利用者が死亡した場合の遺体及び慰留金品、残置物の処理その他の必要な措置をなすこと。

## 18 代理人

- (1) 利用者は代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- (2) 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

## 19 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、兵庫県 介護事業所・生活関連情報検索介護ホームページにおいて公開しています。

## 20 運営懇談会について

運営懇談会を設置し、概ね6か月に1回以上運営懇談会を開催し、サービス内容や活動状況を報告し、運営懇談会による評価を受けるとともに、運営懇談会から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

## 2 1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

### 協力医療機関

大西メディカルクリニック 診療科：整形外科（リハビリ・理学療法・リウマチ） ：内科（内科一般・循環器内科・消化器内科）	〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡 2-9-1 電 話：079-492-0935 F A X：079-492-855
---	--

## 2 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止に努めます。

【市町村（保険者）の窓口】 加古川市 介護保険課 管理係	TEL：079-427-9123（直通） FAX：079-424-1322 メールアドレス：fuk_kaigo@city.kakogawa.lg.jp
---------------------------------	--

また、利用者に対する（介護予防）指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険
補償の概要	損害賠償金 1 億円（身体障害事故、財物損壊事故、人権侵害に対する慰謝料、身体障害・財物損壊を伴わない経済的損失）

## 2 3 損害賠償

- (1) 事業者は、介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者及びその後見人、家族または身元引受人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- (3) 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

## 2 4 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

## 2.5 心身の状況の把握

(介護予防) 特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 2.6 関係機関等との連携

(介護予防) 特定施設入居者生活介護の提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 2.7 地域との連携

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) (介護予防) 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防) 特定施設入居者生活介護について知見を有する者等による必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 2.8 サービス提供の記録

- ① (介護予防) 特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 2.9 要介護認定の申請に係る援助、その他社会生活上の便宜の提供

- (1) 契約期間内における、認定調査に係る申請等の代行及び、介護保険者証の交付、再交付など代行業を依頼に基づき行います。尚、代行依頼については重要事項説明における同意、また、契約書の締結をもって、その代行依頼手続きを行ったものとする。  
ただし、利用終了となる場合には、代行依頼についても終了となる。
- (2) 新規登録の手続き、更新申請等の手続きに必要な要介護被保険者証等、事業所が必要と判断した時は提出していただきます。その間の管理は十分に行います。  
その期間については、代行依頼の解除の要請がない限り、契約の期間とし、契約の更新があった場合には、代行依頼についても更新を行ったものとする。
- (3) その他日常生活における便宜の提供については、その必要性に応じて支援を行います。

### 30 協力義務

利用者は、事業者が利用者のため（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

### 31 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 管理者：中村 いくこ ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。  
避難訓練実施時期：（毎年2回6月・12月）
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

### 32 衛生管理等

- (1)（介護予防）特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 33 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 34 （介護予防）特定施設入居者生活介護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 提供予定の（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

★印は要介護のみ

介護保険負担額	★入居継続支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能県連加算	★ADL維持等加算	★夜間看護体制加算	若年性認知症受入加算	医療連携加算	口腔衛生管理体制加算	口腔栄養スクリーニング加算	科学的介護推進体制加算	★退院退所時連携加算	★看取り加算	認知症専門ケア加算	サービス体制強化加算	介護職員処遇改善加算II				
○															○				

(1) 1か月(30日)当りのお支払い額の目安

介護保険負担額	加算合計額	家賃	食費	管理費	合計
円	円	円	48,600円	50,000円	円

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

3.5 合意管轄

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者および事業者は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

3.6 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「加古川市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒657-0037 神戸市灘区備後町 5-3-1-309
	法人名	株式会社ヒナコーポレーション
	代表者名	園田 潤治
	事業所名	特定施設入居者生活介護 サエラ加古川南備後
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

上記署名は、\_\_\_\_\_ が利用者本人からの委任より署名・捺印しました

代理人	住所	
	氏名	印 (続柄: _____)